

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（令和3年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区 分	利用料金の上限額		区 分	利用料金の上限額	
	個 人	20人以上の団体		個 人	20人以上の団体
学生	<u>140円</u>	[略]	学生	<u>150円</u>	[略]
一般	[略]	1人につき <u>140円</u>	一般	[略]	1人につき <u>150円</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。